

# 【和泉市】

## 学校における

# 非常変災等対応マニュアル

～地震(津波)・風水害等から大切な命を守るために～



和泉市教育委員会

令和5年9月

# 目次

## I 地震（津波）への対応について

- 1 地震発生にそなえて日頃から留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-
  - (1) 学校防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-
  - (2) 日頃から子どもへ指導しておくこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-
  - (3) 日頃から教職員が行っておくこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5-
  - (4) 安全点検の実施・・・6-
  - (5) 緊急連絡体制の確立・・・7-
  - 【参考】気象庁震度階級関連解説表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8-
  
- 2 児童生徒の在校中に地震が発生した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10-
  - 指示・確認内容（A）（B）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11-
  - 支援が必要な子どもへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12-
  - 学校待機・引渡し訓練・・・13-
  - （参考資料）「留守家庭児童会（仲よしクラブ）」の開室中に震度5弱以上の地震が発生した場合14-
  
- 3 児童生徒が登下校中に地震が発生した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15-
  - 指示・確認内容（C）（D）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16-
  
- 4 震度5強以上の地震が早朝・夜間・休日等に発生した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17-
  - 指示・確認内容（E）・・・17-
  
- 5 津波を想定した避難について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18-

## II 風水害・台風・Jアラートへの対応について

- 6 大雨による土砂災害などの風水害が発生する可能性がある場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19-
  
- 7 大雨警報、暴風警報等の発令が明らかに予測される場合、  
及び大雨警報、暴風警報、特別警報が発令された場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20-
  
- 8 Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23-

## III 教職員の動員計画・学校再開について

- 9 被害状況の報告及び教職員の動員計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27-
  
- 10 学校再開に向けての対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30-
  - 学校給食再開に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31-
  - 教育委員会への報告（非常変災等直後用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32-
  - 教育委員会への報告（授業再開に向けての対応用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33-
  - 避難所開設にあたって・・・34-
  - Q&A・・・36-
  - 【参考】和泉市職員参集メール登録・変更方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37-
  - 災害時優先電話（アナログ回線）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42-

# I 地震(津波)への対応について

## 1 地震発生にそなえて日頃から留意すべき事項

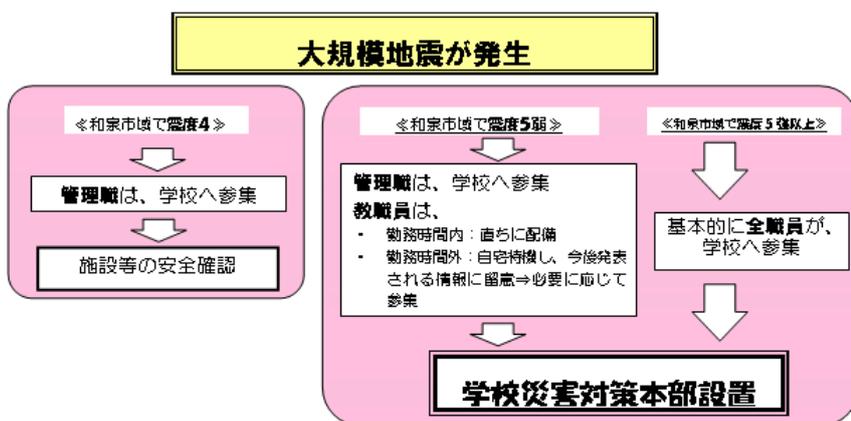
学校防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定めておくことが必要である。また、地震発生時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制等について考慮しておくことが大切である。

### (1) 学校防災体制の整備

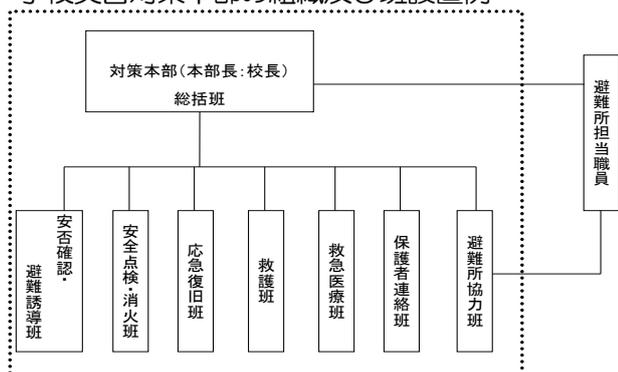
(ア) 災害の種類や程度、発生時刻、場面等に対応した教職員の役割等を明確にした学校災害対策本部を組織化しておくとともに、家庭や関係機関等との連絡体制を整備する。

(イ) 災害時に子どもの安全を確保し、予想される危険や避難方法等について適切な指示・指導ができるよう教職員の校内の防災組織や夜間・休日等の参集体制を決めておく。また、日頃から備品等について、転倒防止措置を講じておく。

※詳細は、28・29ページ参照



### 学校災害対策本部の組織及び班設置例



注1 上記の例においては、各班に所属する教職員は、担当者が不在の場合、他の班の業務を担うこともある。さらに、被害の程度、不在教職員の数、災害発生後の時間の経過等によっては、より広範囲の業務を担う可能性があることを予め認識しておくことが必要である。

注2 これらの班は、それぞれが互いに関連しあっていることに留意する必要がある。

## 学校災害対策本部の教職員の役割

組織	主な役割
本部長	校長
総括班	校長、副校長、教頭及び班長（または代理者）を中心とした教職員で構成。各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、災害対策担当部局、教育委員会等との連絡にあたる。
安否確認・避難誘導班	地震の揺れが収まった直後、活動を開始し、子ども・教職員の安否確認、負傷者の有無及びその規模の推定を行うとともに、安全点検・消火班の報告も含め、避難の必要性を本部長が判断し、避難誘導を行う。 また、クラス全員の安否を確認し、総括班に報告する。 さらに、在校中以外の時間帯に発災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、子ども・教職員の家族の被災状況及びその安否を早急に確認する。この班は発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に救急医療班、救護班との密接な連携のもとに行動する必要がある。
安全点検・消火班	校内や近隣の巡視を行うほか、被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。 また、出火防止に努めるとともに、火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。このほか、二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講ずる。 被害状況の点検・安全確認の情報については、安否確認・避難誘導班と共有する。
応急復旧班	校内応急復旧に必要な機材、子どもへの食料、寝具等の調達、管理にあたる。特に応急教育を再開するに際し、子どもが教科書、学用品等を紛失した場合の対応にあたる。
救護班	建物被害または備品等の転倒等に巻き込まれたものの救出・救命にあたる。
救急医療班	養護教諭及び救命・救急経験者等で組織。特に救護班、安否確認・避難誘導班とは緊密な連携をとり、負傷した子ども・教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて救護所や病院等の専門医療機関と連携をとる。
保護者連絡班	子どもの保護者への引渡しを安全・確実に実施する。その際、引き渡す相手が子どもの保護者またはその代理人（以下、「保護者等」という。）であることの確認と、どの教員が立ち会ったかの記録が必要である。 また、学校と保護者とが情報を共有するため、各学校のホームページやメールシステムなどを活用し、学校情報の発信にあたる。

【参考】文部科学省「学校等の防災体制の充実について（第二次報告）」

(2) 日頃から子どもへ指導しておくこと

- (ア) 自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜く「主体的に行動する態度」を育成するため、自ら危険を予測し、回避する能力を高めるとともに、支援者としての視点から、安全で安心な社会作りに貢献する意識を高めることを目的として、防災教育を行う。
- (イ) 計画的・定期的に防災訓練を実施し、子どもの避難行動及び緊急地震速報への対応行動、教職員による誘導・防災活動等の習熟に努める。
- (ウ) 東日本大震災では、「想定にとられない、最善を尽くす、率先避難者となる」という避難の3原則がいかされたことを参考に、子どもに対し将来にわたる防災意識の基礎を築くため、防災教育等を実施する。

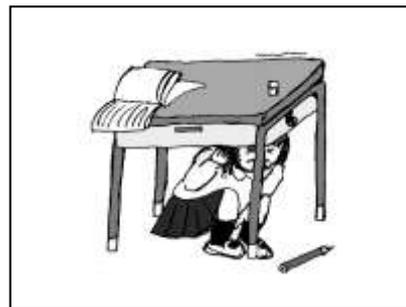
地震発生を想定した日常の指導のポイント

地震発生時は、指導者の指示や緊急放送などをよく聞き、その指示に従うことが「自らの安全確保につながる」ことを十分指導しておく。

<場所ごとの指導のポイント> 【参考】「消防庁 地震防災マニュアル -震災対策啓発資料-」

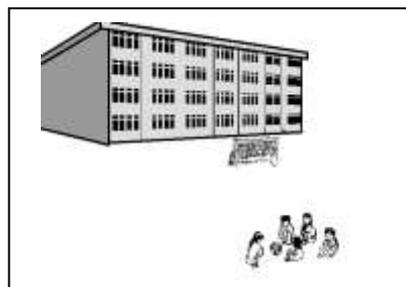
1 教室内

近くの窓、壁の反対側に頭を向け、机の下にもぐって机の脚を両手でつかみ落下物などから身を守る。



2 運動場、体育館

建物の中や近くでは、手やかばんなどで頭部を保護する。運動場などの屋外では、建物から離れて集まって座る。



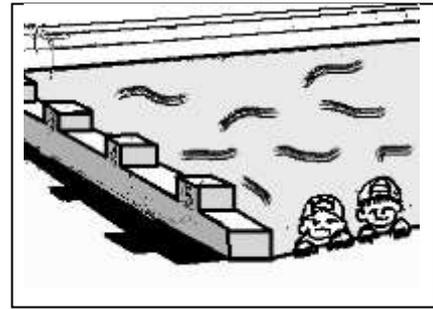
3 実験室(理科室)・作業室

危険物から離れ、薬品や火気などに注意し、避難する。



#### 4 プール

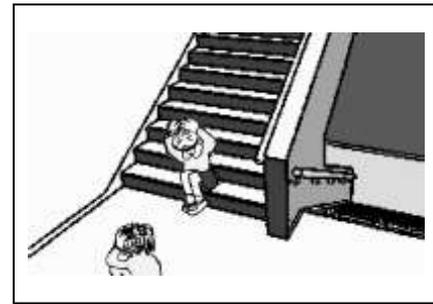
入水中は、プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。



#### 5 廊下、階段

窓ガラス、蛍光灯の落下が想定される場所を避け、中央部で頭部を保護し、姿勢を低くする。

可能であれば、近くの教室の机の下にもぐる。



#### 6 トイレ

逃げ出せるように、ドアを開き、頭部を保護して揺れがおさまるまで動かずにいる。



【参考】「消防庁 地震防災マニュアル－震災対策啓発資料－」

#### (3) 日頃から教職員が行っておくこと

(ア) 施設・設備については、消火器、防災行政無線、その他防災機器の確認・点検など日常の安全管理に万全を期すとともに、地震発生時に避難経路が確保できるよう、備品等の設置方法や場所等について安全対策を徹底する。

(イ) 通学路の安全点検についても、保護者、地域と連携して実施する。

#### (4) 安全点検の実施

特に学校内については、毎月実施している安全点検を大地震発生も想定したものに見直すなどし、大地震発生にそなえた安全点検を行う。

#### 学校でのチェックポイント例

備品・設備	該当箇所	点検ポイント
ガラス、蛍光灯、扇風機	教室、廊下、階段、トイレ、昇降口、体育館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>完全に固定されているか。</li> <li>割れて飛散していないか。</li> </ul>
ロッカー、本棚等	教室、図書室等の特別教室、昇降口等	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定金具は緩んでいないか。</li> <li>転倒、移動の危険はないか。</li> <li>上部に落下しやすいものを置いていないか。</li> </ul>
ガラス器具、食器類	理科室、家庭科室、調理室、実習室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>転倒、落下、破損の危険はないか。</li> <li>容器等を重ねておくことによって、危険な状態となっていないか。</li> <li>棚など収納場所の扉は、簡単に開かないか。</li> </ul>
薬品類、医薬品類	理科準備室、保健室、技術教室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>棚など収納場所の扉は、簡単に開かないか。</li> <li>薬品同士の混合により発火する危険性がある場合は、別々に保管するなど、場所・保管方法が適切か。</li> <li>劇薬等の危険性の高い薬品等は、薬品庫に収納しているか。</li> </ul>
テレビ、電子黒板、コンピュータ、エアコン	教室、特別教室、コンピュータ室、職員室	<ul style="list-style-type: none"> <li>転倒、落下、破損の危険はないか。</li> <li>移動しないように固定しているか。</li> <li>固定金具や固定器具は緩んでいないか。</li> </ul>
工作機械、工作用具	技術室、実習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>転倒、落下、破損の危険はないか。</li> <li>収納棚などが転倒することはないか。</li> </ul>
ストーブ	教室、特別教室、職員室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>まわりに引火物はないか。</li> <li>安全装置は作動するか。</li> </ul>
フェンス、サッカーゴール、鉄棒、遊具等	運動場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>転倒、移動することはないか。</li> <li>破損箇所はないか。</li> </ul>

#### 給食関係のチェックポイント例

備品・設備	該当箇所	点検ポイント
給食室全体 (休憩室含)	厨房機器類  移動式ラック  器具類	<ul style="list-style-type: none"> <li>転倒、落下、破損の危険はないか。</li> <li>棚などが転倒することはないか。</li> <li>固定器具は緩んでいないか。</li> <li>上部に落下しやすいものを置いていないか。</li> <li>器具の扉は、簡単に開かないか。</li> <li>破損箇所はないか。</li> <li>安全な場所に保管されているか。 (盆用ラックは、重量があるので特に注意)</li> <li>包丁等の刃物は安全な場所に保管されているか。</li> </ul>
ガラス、蛍光灯、扇風機、エアコン	調理室、休憩室	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れて飛散していないか。</li> <li>完全に固定されているか。</li> </ul>
配膳ルート	廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>掲示板などが固定されているか。</li> <li>避難ルートに危険物落下のおそれがないか。</li> </ul>
復旧手順の確認	ガス元栓、電気、水道、エアコン、厨房機器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>元栓の場所や復旧手順など、定期的に確認しているか。</li> <li>機器のマニュアル等の確認を行っているか。</li> </ul>

(5) 緊急連絡体制の確立

- (ア) 和泉市域で「震度 5 弱以上」の地震が発生した場合の措置について、保護者に年度当初に伝えておくこと。
- (イ) 和泉市域で「震度 5 弱以上」の地震が発生した場合の措置について、学校購入物資納入業者（八百屋・肉・鶏肉・豆腐・農家等）に年度当初に伝えておくこと。
- (ウ) 早朝・夜間・休日など教育課程外に発生することを想定して、子ども等の安否に関する学校への連絡について、事前に保護者と申し合わせておくこと。

保護者に対する周知内容

- 1 登校前に和泉市域に震度 5 弱以上の地震が発生した場合、臨時休業とする。
- 2 在校中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、学校は児童生徒を迅速に避難させ、安全な状況下で保護者に引き渡すまでは保護する。
- 3 登下校中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、各学校の地理的条件等によって被災状況が異なることが予想され、その対応については校長が適切に定める。

※ 給食は、「基本的に提供ができない」ことを想定しています。  
(物資が納入されないことや、調理が行えないことが予想されるため)

以上のことを、(別紙)「震度 5 弱以上の地震発生時の措置について」を年度当初に配付し、保護者に周知しておく。  
(文科省マニュアルでは、子どもの保護者引渡し基準を『震度 5 弱以上』と例示)

※引渡しカードについては、事前に作成し、年 1 回以上の更新をすることが望ましい。

引渡しカードの作成例

学校購入物資納入業者に対する周知内容

- 1 登校前に和泉市域に震度 5 弱以上の地震が発生した場合、臨時休業とする。
- 2 納入前に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、「学校は児童生徒を迅速に避難させ、安全な状況下で保護者に引き渡せるまでは保護する」としているため、基本的に給食の提供はない。
- 3 登下校中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、各学校の地理的条件等によって被災状況が異なることが予想され、その対応については校長が適切に定める。

【参考】気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

保護者の皆様

和泉市立〇〇学校  
校長 〇〇◇◇

### 震度5弱以上の地震発生時の措置について(お知らせ)

平素は、本校教育活動にご理解とご支援を賜り、ありがとうございます。  
さて、標記の件につきまして、下記のとおり学校対応を行いますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

#### 記

#### 1 在校中に発生した場合について

震度5弱以上の地震が発生した場合、すぐにお子様を迎えに来てください。

お子様の引渡しを行います。保護者による迎えが難しい場合は、災害時引渡しカードに記載されている方への引渡しも可能です。迎えがない場合は、学校で引き続き待機させます。

(給食は、調理が行えないこと等が予想されるため、基本的に提供できないことを想定しています。)

#### 2 登下校中に発生した場合について

登下校中に大きな地震が発生した場合は、学校では原則「自宅か学校か、いずれか近い方に避難する」よう指導しています。

すでに登校してきたお子様、学校に避難してきたお子様については、「1 在校中に発生した場合」と同様の対応を行いますので、学校まで迎えをお願いします。

#### 3 早朝など登校前に発生した場合について

**午前0時以降に、和泉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業とします。**

ただし、午前0時より前であっても、震度7等の大地震が発生した場合における被害状況等により臨時休業とすることがあります。

また、震度4以下であっても、安全確保が困難である場合、ご家庭の判断で自宅待機をお願いします。

※ 学校からの情報については、メール等で連絡させていただきますが、通信困難な場合も予想されます。  
まずは、安全確保を優先に判断をお願いします。

メール登録の案内や、アドレス等こちらに記載し、  
保護者への周知をお願いします。

QRコード  
など  
貼り付け

## 2 児童生徒の在学中に地震が発生した場合

緊急対応のポイント

<具体的事例>

3時間目の授業中に震度5弱の強い地震が発生した。大きな揺れとともに、室内の備品等の移動が見られ、窓ガラスが割れるなどの被害があった。

(震度4以下の震度でも状況によっては、必要に応じて同様の措置をとる。)

状況	管理職	教職員	子ども
地震発生	防災行政無線等で情報の収集・指示の準備 校長…職員室 副校長・教頭…避難場所 ※情報を校長に集約する。校長は、建物に異常がない場合、職員室で指揮をとる。また、必要に応じて首席や教務主任等を校長の補佐とする。 運動場等の避難場所への避難の指示をする。	適切な指示・確認(A)を行う。	指示に従い、安全の確保を行う。
揺れがおさまる	・負傷者がいる場合は、消防署に連絡するなど、必要に応じた措置を行う。	適切な指示・確認(B)を行う。 出席簿を持ち出し、担任が点呼。 担任⇒学年主任⇒教頭⇒校長 予め決められた学校防災体制に基づき、各教職員が対応する。 確認できない者がいる場合は、余震や建物の損壊状況を見て救護を行う。【救護班】 教室内のガラス破損がある場合は、教室に戻さない。	担任や教科担任等の指示に従い、速やかに避難する。 ・その際には、 おさない はしらない しゃべらない もどらない を、大切に避難する。 ・帽子、ハンカチ等を持って避難する。
余震の有無	情報の収集に努め、二次避難実施の判断を行う。 (例) ・余震が続く⇒運動場で待機 ・揺れがおさまる⇒体育館等	子どもがパニックを起こさないように落ち着かせる。そのためには、教職員が落ち着いて行動するよう努める。	
保護者の迎への対応	和泉市域で、震度5弱以上である場合は、保護者の迎えがあるのでその準備の指示をする。 可能であれば、保護者にメール等で迎えの要請を行う。	引渡しカード(P.12)を準備し、保護者等の迎えに備える。 迎えのあった子ども及び保護者等の状況を把握しておく。	
教育委員会への報告	教育委員会へ(別紙様式I(P.31)により)報告する。 その後の被害状況についても、教育委員会に報告する。	保護者等の迎えが、長時間ない場合は、避難場所での待機についても念頭において対策を講じる。	学校から指示があるまで、登校しない。
和泉市災害対策本部の設置	教室を避難所として使用しなければならない状況となった場合、避難所対応職員と協議する。		

## 指示・確認内容 (A)

- 担任・授業担当者は、身を守るために次の指示を行う。
  - 地震発生時、転倒・落下の恐れのある物や窓から離れ、机の下に入り、机の脚をしっかりと持つこと。
  - 机がないなど身体を保護するところがない場合は、本・衣服・かばん等や手で頭を保護し、姿勢を低くすること。
  - ガラスの割れによる被害を少なくするために、窓と反対側に頭を向けること。
- 子どもの不安を増大させないように、原則としてその場を離れない。
- 二次災害(火災等)の防止に努める。

## 指示・確認内容 (B)

- 学習場所や避難時における対応
  - ガラスの破損による負傷が想定されるので、窓ガラスの側には近づかない、割れたガラスには触れないよう指示する。
  - 子どもの負傷の有無や程度を確認し、負傷者の対応にあたる。
  - 応援が必要な場合は、笛や大きな声で応援を要請する(子どもだけにしない)。
  - 周囲の状況、避難経路の安全を確認しながら、屋外の避難場所(運動場の中央部等)に子どもを避難させる。その際、落下物から頭を保護するためのかばんを持たせるようにする。また、火災発生時には煙を吸い込まないようにハンカチ等を使用させる。
  - 避難に際しては「お・は・し・も(おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない)」を徹底させる。エレベーターは使用しない。
  - 避難場所では、クラス単位で集合させ、負傷の有無を確認し、人員点呼を行い、結果を報告する。(担任⇒学年主任⇒教頭⇒校長)
- 避難場所での対応
  - 不明者がいる場合は、発見に全力を尽くす。
  - 負傷者がいる場合は、教職員相互で連携し、救急車の派遣要請を行うとともに、保護者へ連絡するなどの措置を行う。
  - 余震の可能性が高いことから、できる限り屋内での避難は避ける。その後、余震等の状況も見ながら、避難場所を比較的安全性の高い屋内(体育館等)に移動させ、保護者等の迎えに備える。
  - 子どもを迎えに来た保護者等には、引き取り記録を残しておく。  
(災害時引渡しカード[P.12]など)
- 校長及び職員室等にいる教職員の役割  
校長は、職員室等にいる教職員に対し、次の指示を行う。
  - 防災行政無線やテレビ・ラジオ等により、地域の被害状況等を確認する。
  - 避難場所での指揮を執る。
  - 子どもが避難している避難場所と職員室(校長)との連絡を密にする。
  - 子どもに負傷がないか等の確認のため、見回りする。
  - 負傷者がいる場合は、必要に応じて救急車の派遣を依頼する。(消防署が要請に応じられない場合も想定しておく)
  - 担任及び養護教諭が負傷した場合を想定し、持病がある子どもの病状や薬等の情報を共有しておく。

## 支援が必要な子どもへの対応

非常変災時には、全員が学校の緊急避難等の対応に従うことが大切となる。支援が必要な子どもが安全に避難することができるよう、個々の特性を全教職員が共通理解しておくことが大切である。また、特性から、異常な状況であるという判断がとっさにできにくいことも想定されることから、日頃から十分な訓練が必要となる。さらに、緊急時の対応について保護者と事前に相談しておく必要がある。

なお、車いすを利用している場合など、複数の教職員が対応しなければならない場合は、事前に緊急時の学校体制を確立しておく。その際、エレベーター等が使用できないことも考慮すること。

### 緊急時の「引渡しカード」の作成例

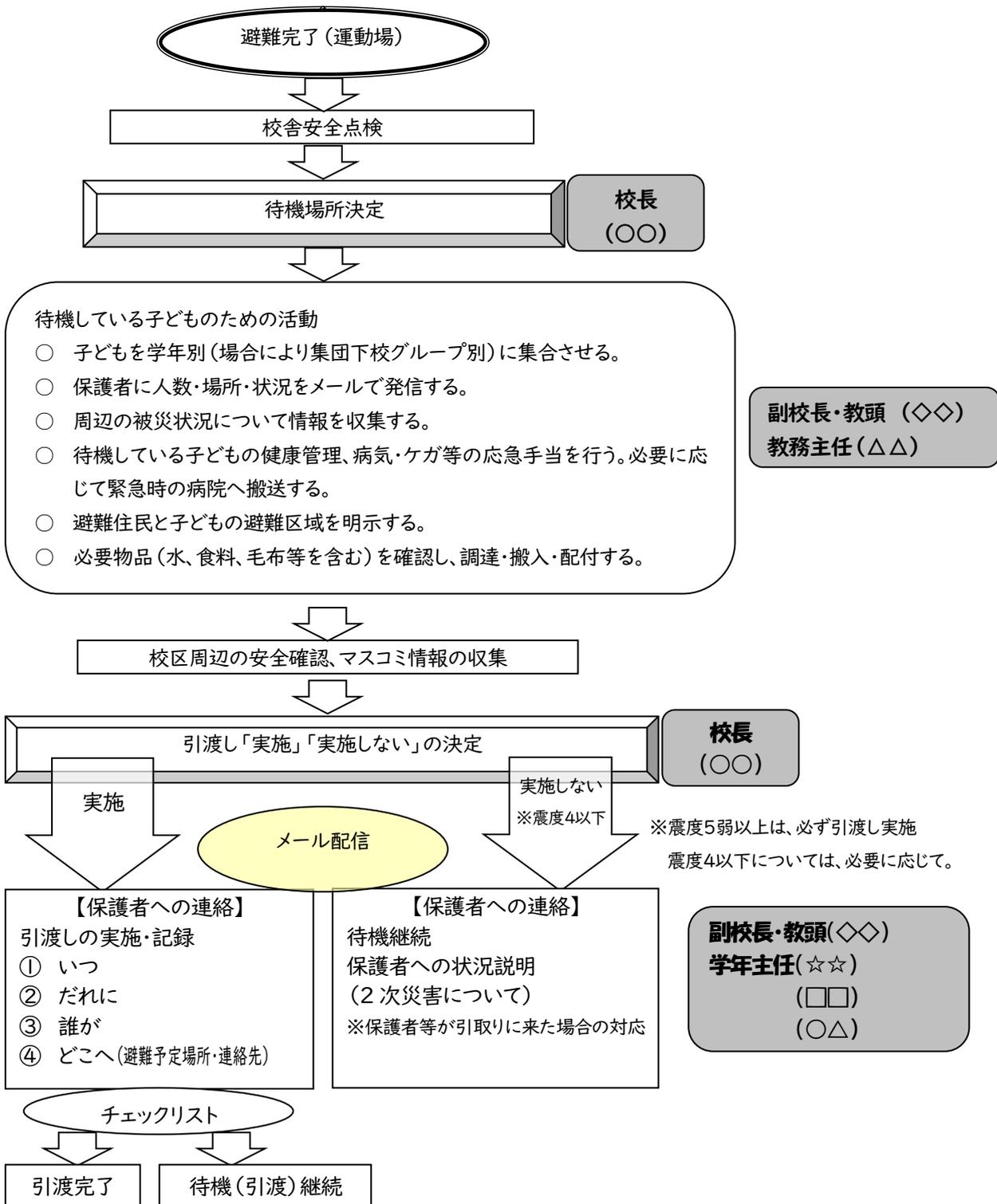
災害時 引渡しカード(例)		和泉市立〇〇小学校		
年	組	番		
児童名				
本校に 在籍する きょうだい	年	組	名前	
	年	組	名前	
	年	組	名前	
災害時、学校待機の場合、迎えに来ていただける方を記入してください。 <small>※ 引渡し後の確実な安否情報確保の観点から、基本的には保護者への引渡しを望ましいです。            ※ 保護者以外の場合、お子さんがその方の姿を見て確実に分かる方の記入をお願いします。</small>				
<b>引取り者</b>				
引取り順	名前	続柄	連絡先	電話番号
1				
2				
3				
<b>引渡し時確認欄</b>				
引取り者	引渡し教職員等	避難予定場所	引渡し日時 月 日 AM・PM[ : ]	
備考(引渡し時の児童の体調等)				
① 記入年月日		令和	年 月 日	
② 最終確認年月日		令和	年 月 日	
③ 最終確認年月日		令和	年 月 日	
④ 最終確認年月日		令和	年 月 日	
⑤ 最終確認年月日		令和	年 月 日	
⑥ 最終確認年月日		令和	年 月 日	

※ 上記のほか、一覧表の作成も検討する。

※ 年1回以上の更新が望ましい。

# 学校待機・引渡し訓練

(例)



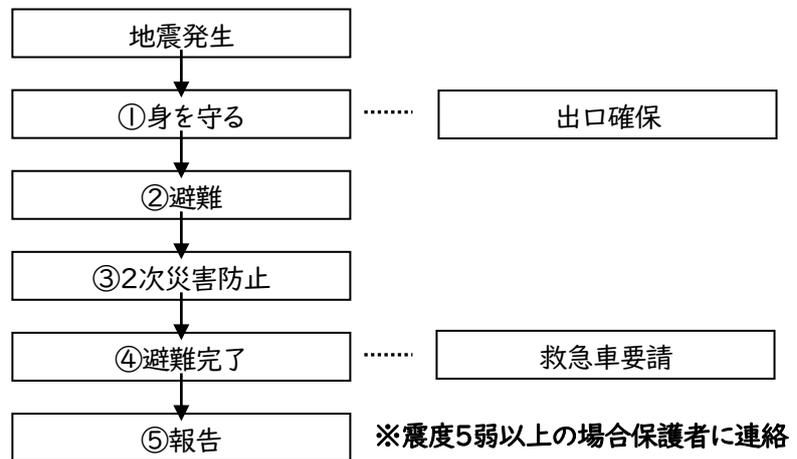
※スムーズな引渡し方法(引渡し場所・引渡し時の人の流れ等)についても日頃から想定しておく。

## (参考資料)「留守家庭児童会(仲よしクラブ)」の開設中に震度5弱以上の地震が発生した場合

### ○地震発生時

平日の 学校開業日	学校が臨時休校及び早退となる場合	臨時 休会
	留守家庭児童会(仲よしクラブ)開設中に和泉市域に『震度5弱以上』の地震が発生した場合	
土曜日・ 長期休業日 等で学校が 休みのとき	前日の閉会(午後5時または午後5時30分)から午前9時までの間に和泉市域に『震度5弱以上』の地震が発生した場合	
	午前9時以降留守家庭児童会(仲よしクラブ)開設中に和泉市域に『震度5弱以上』の地震が発生した場合	

※震度4以下の震度でも状況によっては、必要に応じて同様の措置を行う



- ①地震発生時は、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に低い姿勢で身を守らせる。屋内にあっては、近くにかばんなど頭部を守れるものがあれば頭部を守らせる。出口を確保する。  
(日頃から、地震発生時の避難行動について、身を守る場所などを児童と一緒に話し合っておく。)
- ②揺れがおさまったら、屋外にあっては、運動場に避難し、室内に戻らせない。屋内にあっては、帽子着用・靴を履かせて児童を避難させる。(エレベーターは使用しない。)
- ③児童出席簿により児童全員の避難を確認後、電気を消す(火気を立ち、ガスの元栓を締める)などして2次災害の防止に努め、緊急連絡カードを携帯し運動場へ避難する。
- ④児童の人数点呼を行い、児童全員の無事を確認する。  
けが人がおれば、119番通報し、救急車要請。
- ⑤支援員が留守家庭児童会主事(校長)に連絡し、指示を仰ぐとともに、こども未来室学童保育Gへ連絡する。  
※震度5弱以上の場合、活動を打ち切り保護者等の迎えがあるまで待機させる。

### 3 児童生徒が登下校中に地震が発生した場合

緊急対応のポイント

<具体的事例>

登校中に震度 5 弱以上の地震が発生した。地域では、一部の建物が損壊したが、道路の使用は可能であった。  
(下校中も同様の対応を行う。震度 4 未満でも状況によっては、必要に応じて同様の措置をとる)

※全教職員が出勤しておらず、子どもの状況がより把握しにくい登校中の発生を想定

状況	管理職	教職員	子ども
地震発生	<p>防災行政無線等で情報の収集・指示の準備 ※情報を校長に集約する。校長は、建物に異常がない場合、職員室で指揮を執る。副校長・教頭は、情報収集を行うとともに関係機関等に連絡をする。また、必要に応じて首席、教務主任等を校長補佐とする。</p> <p>教職員の出勤状況により、柔軟な対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登校してきた子どもの避難場所を決定する。余震が想定されるため、可能な限り屋外を避難場所とする。</li> <li>負傷者がいる場合は、消防署に連絡するなど必要に応じた措置を行う。</li> </ul>	<p>学校施設に異常がないか確認する。</p> <p>子どもの安全を確保するとともに、出席者のリストを作成する。</p> <p>場合により、通学路の確認に向かう。</p> <p>予め定められた学校防災体制に基づき対応する。</p> <p>子どもがパニックを起こさないように落ち着かせる。そのためには、教職員が落ち着いて行動するよう努める。</p>	<p>事前に登校中の大きな地震に対する行動について理解しておく。(ただし、子どもは、震度はわからないこと等、指示・確認内容(C)を考慮しておく)</p> <p>クラス毎に整列し、指導者の指示に従う。</p>
保護者の迎への対応	<p>可能であれば、保護者にメール等で迎への要請を行う。ただし通信状況が悪くなること等、指示・確認内容(D)を考慮しておく。</p> <p>引渡しカード(P.12)を用意するなど保護者等の迎への準備を行う。</p>	<p>引渡しカードを準備し、保護者等の迎へに備える。</p>	
教育委員会への報告	<p>教育委員会へ(別紙様式I(P.31)により)報告する。その後の被害状況についても、教育委員会に報告する。</p>	<p>保護者等の迎へが、長時間ない場合は、避難場所での待機についても念頭におき、対策を講じる。</p>	
安否の確認	<p>子どもたち全員の安否確認を組織的に行うための方策を練る。(きょうだいや近隣関係を考慮に入れる。)</p>	<p>登校してこなかった子どもの安否確認を組織的に行う。</p>	
和泉市災害対策本部設置	<p>教室を避難所として使用しなければならない状況となった場合、避難所担当職員と協議する。</p>		<p>学校から指示があるまで登校しない。</p>

### 指示・確認内容 (C)

- 登下校中に大地震が発生したときは、子どもは一切の情報を入手できないと言ってよい。

そのような中、学校へ登校するか、自宅へ帰るかは子どもにとっても判断の難しいところである。本マニュアルでは、大地震発生時に自宅か学校か、いずれか近い方に避難することを原則としている。しかし、保護者も出勤等で、自宅が不在状態である場合などは、学校への避難が安全であると想定される。

また、津波影響エリアにある学校では、大津波警報が発表された場合には、防災行政無線屋外スピーカーやモーターサイレンによって津波避難指示の情報が伝達される。そのような場合には、高い場所に向かって避難し、決して海や川に向かって避難しないことや、予め通学路に面する、または通学路付近にある中高層建築物を避難場所として想定しておくことを指導しておく。

大地震発生への対応について、日頃から子どもと保護者が話し合い、避難場所を決めておくことが大切であることを周知しておく必要がある。

### 指示・確認内容 (D)

- 大地震が発生した場合、基地局やアンテナが壊れて使えなくなったり、多くの人が一度に通信機器を使用したりすることにより、電話やメールがつながりにくくなる。

一般的に大地震発生時には通信機器は使用できないことが多いことを想定しておく必要がある。

そのような中で、子どもの安否確認を速やかに行うためには、きょうだい関係を把握していたり、地区ごとに担当教職員を分担したりするなど、安否確認を組織的に行うための準備が必要である。

## 4 震度 5 強以上の地震が早朝・夜間・休日等に発生した場合

緊急対応のポイント

<具体的事例>

午前 2 時に震度 5 強以上の地震が発生した。地域では、一部の建物が損壊していたが、道路の使用は可能であった。

(震度 5 弱以下の震度でも状況によっては、必要に応じて同様の措置をとる。)

状況	管理職	教職員	子ども
地震発生(夜間)	情報の収集 和泉市域に震度 4 以上の地震が発生していた場合、速やかに学校に向かう。指示・確認内容 (E)	情報の収集 和泉市域に震度 5 強以上の地震が発生していた場合、速やかに学校に向かう。	学校から指示があるまで登校しない。
教育委員会への報告	建物や周辺の被害状況確認のための指示を行う。 被害状況等を教育委員会へ(別紙様式 1 (P.31)により)報告する。その後の被害状況についても、教育委員会に報告する。	予め定められた学校防災体制に基づき対応する。	
和泉市災害対策本部の設置	子どもたち全員の安否確認を組織的に行うための方策を練る。(きょうだいや近隣関係を考慮に入れる。)  教室を避難所として使用しなければならない状況となった場合、避難所対応職員と協議する。		

### 指示・確認内容 (E)

○ 和泉市域に震度 5 強以上の地震が発生した場合、校長は参集した教職員に指示をし、学校災害対策本部を設置する。その際、通信が可能であれば、教職員の緊急連絡網等により、教職員の被災状況や出勤の可否について把握する。ただし、教職員の参集に時間を要し、一部の教職員による対応とならざるを得ない状況が想定されることも考慮しておく。

また、震度 5 弱以下の地震が発生した場合でも、教職員の参集が必要と教育委員会が判断したときは、校長へ携帯メールで連絡があるので、管理職は学校に急行するとともに、必要に応じて、学校で予め定めた参集体制をとる。

## 5 津波を想定した避難について

和泉市では、津波影響エリアに含まれている地域は一部を除いてない(※1)。しかし、学校教育活動の中でさまざまな地域へ出かけることもある。

- 津波影響エリア内へ校外学習等で出かける場合においては、津波発生も想定した避難について検討しておくこと。
- また、学校への連絡手段を確認しておくこと。
- なお、子どもへの指導も校外学習に限らず、事前に行っておくこと。(津波発生時の避難の仕方や警報音を聞かせておく等)

### 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

気象庁 HP より

(※1) 葛の葉町3丁目の一部約2haは高さ0.5m~1m程度の津波浸水想定エリアとされています。

## II 風水害・台風・Jアラートへの対応について

### 6 大雨による土砂災害などの風水害が発生する可能性がある場合

和泉市では、大雨・洪水警報が出た場合、地域の環境や地形により、川の氾濫や土砂災害などが考えられるため、学校においては、下記のとおり対応してください。

警戒レベル	状況(例)	管理職	教職員	子ども
警戒レベル5 緊急安全確保 (和泉市が発令)	氾濫発生情報 大雨特別警報	情報の収集 (建物や周辺の状況確認) 現在の状況、今後の予測を踏まえ、登校後の場合は、安全確保の措置等を検討する。	情報の収集 予め定められた学校防災体制に基づき対応する。	学校から指示があるまで登校しない。
警戒レベル4 <b>全員避難</b> 避難指示 (和泉市が発令) ※警戒レベル5と4のときに対応が起こりうる。	<b>土砂災害</b> 土砂災害警戒情報 ※地域ごとに情報が出る。  <b>河川氾濫</b> 氾濫危険情報	緊急下校措置等を教育委員会へ報告する。その後の状況についても、教育委員会へ報告する。 子どもたち全員の安否確認を組織的に行うための方策を練る。(きょうだいや近隣関係を考慮に入れる。)		
警戒レベル3 <b>高齢者等避難</b> (和泉市が発令)	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報(土砂災害)	教室を避難所として使用しなければならない状況となった場合、避難所対応職員と協議する。		

※警報等が発表されても、警戒レベル・避難指示等の避難情報が発令されるとは限りません。

※警戒レベル・避難指示等の避難情報は、気象状況や市内の被害状況等を総合的に判断して市が発令します。

#### 令和3年5月改訂点

災害対策基本法が令和3年5月に改正されたことにもない、避難勧告が廃止され、警戒レベル4の避難指示で必ず避難することとされています。

## 7 大雨警報、暴風警報等の発令が明らかに予測される場合、及び大雨警報、暴風警報、特別警報が発令された場合

### 1 大雨警報、暴風警報等が明らかに予測される場合の対応

翌日に大雨警報、暴風警報等が発令されることが明らかに予測される場合については、以下の対応を行う。

市教委は、気象情報及び各校長から収集した校区の情報を総合し、翌日の対応方針を以下のいずれかに決定する。

- (1) 全校計画休業
- (2) 全校午後から計画休業（給食あり）
- (3) 全校午後から計画休業（給食なし）
- (4) その他

○決定した方針は、各学校に対し、速やかに通知する。

○各学校は、保護者に対し翌日の対応について、紙媒体（お手紙等）、保護者連絡アプリにより、確実に周知する。

○市教委は、決定した対応方針を午後5時までに、市ホームページに掲載する。

#### 【学校ごとに対応する場合の留意事項】

※予測される事態を想定し、対応策を検討の上、適切に対応すること。

- ① 当日、緊急下校等の措置が考えられる場合、家庭の状況・連絡体制を把握しておくこと。
- ② 保護者に対し、対応について周知を徹底すること。
  - ・留守家庭児童会等の対応についても周知を図ること。
  - ・留守家庭児童会から保護者への周知方法等については<参考資料>（P.22）を参照。
- ③ 児童・生徒に対し、安全確保のための指導を徹底すること。
- ④ 給食・行事等が影響を受ける場合は、それぞれ適切に対応すること。
- ⑤ 校内の施設について、安全確認及び安全確保のための対応をすること。

大雨警報及び暴風警報、特別警報発令時の措置については以下のとおり。

### 2 大雨警報、または暴風警報発令当日

- ① 7:00時点で「和泉市」に大雨警報、または暴風警報が発令されている場合

↓

臨時休業

- ② 7:00以降登校時まで「和泉市」に大雨警報、または暴風警報が発令された場合

↓

臨時休業

※登校中に発令された場合や発令を知らずに登校した場合については、適切な対応を行うこと。

③登校後、「和泉市」に大雨警報、または暴風警報が発令される可能性がある場合



市教委が各校長から収集した校区の情報を総合し、対応方針を決定し、各校へ速やかに通知する。

【各校での留意事項】

緊急下校措置がとられる場合は、通学路付近の安全状況、児童生徒の家庭の状況等を把握した上で、適切な対応を行うこと。また、安全な状況下で保護者に引き渡すまでは保護すること。  
 ※引渡しに際しては、災害時引渡しカード(P.12)等を活用すること。

③ 大雨警報、または暴風警報が解除された後

- ① 校内の安全確認を実施し、被災状況を別紙様式2(P.33)にて市教委に報告する。※27ページの優先順位に基づいて連絡を行う。
- ② 安全確認後、市教委が各校長から収集した校区の情報を総合し、対応方針を決定。
- ③ 決定した方針を、各校へ確実に通知する。
- ④ 各校は保護者に連絡をする。

④ 以下の特別警報(波浪は除く)が発令された場合も上記に準ずる。

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

⑤ その他

- 大雨警報、暴風警報等の発令等により、学校が臨時休業となった場合
  - ・中学校及び義務教育学校後期課程の部活動は中止とする。

- 学校周辺での局地的な豪雨やその他の突発的な災害発生時には、校長が臨時休業等を決定する。

**大雨、暴風警報等の発令が明らかに予測される場合、及び大雨警報、暴風警報、特別警報が発令された場合の臨時休業等の判断基準について(方針)**

	時刻	警報等	対応	給食等
前日	14時 まで	翌日に「和泉市」に 大雨警報、暴風警報	・市教委から学校へ対応方針を通知	左記対応(1) (2)の場合は、 給食なし
	17時 まで	または特別警報が発 令されること等が明ら かに予測される場合	・学校から保護者へ対応方針を周知 (紙媒体、保護者連絡アプリ) ・市ホームページに 対応方針を掲載 (1) 全校計画休業 (2) 全校午後から計画休業(給食なし) (3) 全校午後から計画休業(給食あり) (4) その他	
当日	7時	「和泉市」に 大雨警報、暴風警報 または 特別警報発令	・全校臨時休業	給食なし
	登校 まで	「和泉市」に 大雨警報、暴風警報 または 特別警報発令	・全校臨時休業	給食なし
	登校後	「和泉市」に 大雨警報、暴風警報 または 特別警報発令	・通学路付近の安全状況、児童生徒の家庭の状 況等を把握した上で、速やかに下校。 ・下校させることが危険だと学校が判断した場 合は、学校で待機後、保護者へ引渡し。	状況に応じて対 応

<参考資料>「留守家庭児童会」における大雨、暴風警報、特別警報が発令された場合の対応

平日	学校が臨時休業または早退となる場合 (大雨警報、暴風警報等の発令が明らかに予測される場合の計画休業も含む。学校からの配信メール、市ホームページ等にて確認してください)	臨時休会
	留守家庭児童会開設中に「和泉市」に大雨警報、暴風警報または特別警報が発令された場合	臨時休会 (保護者のお迎え が必要)

※臨時休会となる場合は、留守家庭児童会に支援員の配置をしません。

※臨時休会等の緊急のお知らせは連絡メールにて行います。

※その他児童の安全確保のため、臨時休会とする場合があります。

※台風接近時等には気象情報や市からの連絡メールに注意し、児童が安全に帰宅できるようご家庭で話し合っておいてください。

## 8 Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

☆原則として、大阪府域（近隣の府県含む）に着弾した場合の対応は、震度5弱以上の地震発生と同じとする。大阪府域外に着弾した場合は、原則として臨時休業は行わず、教育活動を継続する。

### I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

#### 1 児童生徒等の避難方法や安全確保の方策・指導

「Ⅱ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

（運動場や外ではなく屋内避難になるなど、地震災害とは違う点もあるので確認しておく。）

#### 2 児童生徒等の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

#### 3 Jアラートが発信された場合のバス利用時の行動や学校との連絡方法

通学バスや校外活動時など、あらかじめバスの委託業者と確認をしておく。

〈バス利用時の対応〉

Jアラートが発信された際には、原則として、速やかにバスを安全な場所に停車させる。

その後、乗車している児童生徒等の人数や状況に応じて、可能な場合には、児童生徒等を建物等に避難させる、車内で姿勢を低くさせるなどの対応を行う。

（支援を要する児童生徒等に関しては、落ち着いて行動ができるよう配慮すること。）

#### 4 Jアラートが発信された場合の近隣幼稚園・保育園・仲よしクラブとの連携を確認

近隣幼稚園・保育園において、学校の方が、避難場所として適していると判断された場合の避難場所を確認しておく。

留守家庭児童会の活動中にJアラートが発信された場合、留守家庭児童会の児童並びに支援員の校舎等への避難について連携を確認しておく。

#### 5 Jアラートが発信された場合の学校と市教委との連携について

原則として、震度5弱以上の地震発生と同じ対応とする。

#### 6 被災に備えた準備について

備蓄倉庫内の確認や目張り用のガムテープの準備、避難訓練など被災に備えた準備を常日頃からしておく。市教委配付の「学校における地震（津波）対応マニュアル」に確認しておく。

#### 7 Jアラート発信から着弾確認までについて

「Ⅱ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に避難行動をとる。

### **速やかな避難行動と情報収集**

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合→できる限り、近くの建物や地下に避難する。

建物がない場合→物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合→窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

教室などの場合は机の下に入り頭を隠す。

<近くにミサイルが落下した場合>

○屋外にいる場合:口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合:換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

**※Jアラート発信から着弾までの間も同様の対応を行う。**

和泉市立各幼稚園・保育園長 様  
和泉市立各学校園長 様

和泉市教育委員会  
教育長 小川 秀幸

大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応について(通知)

北朝鮮によるミサイル発射情報等に対する園児・児童・生徒の安全確保については、かねてから配慮願っているところですが、標記の件について、今後は、下記により取り扱うこととしましたので、遺漏のないようお願いします。

また、別紙「保護者あてお知らせ文」を参考に保護者へ周知願います。

なお、今般、別添冊子「学校・園における地震(津波)対応マニュアル～地震(津波)から大切な命を守るために～」を改訂しましたので併せて活用願います。

記

- 1 登校園前に大阪府域(近隣の府県含む)にミサイルが落下した場合、臨時休業とする。再開については、教育委員会が指示する。
- 2 在校園中に大阪府域(近隣の府県含む)にミサイルが落下した場合は、学校園は園児・児童・生徒を迅速に避難させ、安全な状況下で保護者に引き渡せるまでは保護する。
- 3 登下校中に大阪府域(近隣の府県含む)にミサイルが落下した場合は、各学校園の条件等によって、状況が異なることが予想され、その対応については校園長が適切に定める。
- 4 その他、詳細は「学校・園における地震(津波)対応マニュアル～地震(津波)から大切な命を守るために～」(改訂版)に沿って対応する。

<参考:学校教育法施行規則 第63条>

非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。(幼稚園・中学校・高等学校・支援学校・義務教育学校は小学校に準じる。)

保護者の皆様

和泉市立 ○○  
校長 ○○◇◇

大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の措置について(お知らせ)

平素は、本校教育活動にご理解とご支援を賜り、ありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり学校対応を行いますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された直後からミサイル着弾までの間の対応について

- ① 自宅にいる場合は、そのまま待機していただき、着弾の情報確認後、対応をお願いします。
- ② 登下校中の場合は、できる限り近くの建物に避難してください。近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るようにしてください。
- ③ 在校中の場合は、教室では机の中に、運動場では校舎の中に避難してください。

**1 在校中に大阪府域(近隣の府県含む)にミサイルが落下した場合について**

大阪府域(近隣の府県含む)にミサイルが落下した場合、すぐにお子様を迎えに来てください。

お子様の引渡しを行います。保護者による迎えが難しい場合は、災害時引渡しカードに記載されている方への引渡しも可能です。迎えがない場合は、学校で引き続き待機させます。

(給食は、調理が行えないこと等が予想されるため、基本的に提供できないことを想定しています。)

**2 登下校中に大阪府域(近隣の府県含む)にミサイルが落下した場合について**

登下校中に大阪府域(近隣の府県含む)にミサイルが落下した場合は、学校では原則「できる限り近くの建物に避難する」よう指導しています。すでに登校してきたお子様、学校に避難してきたお子様については、「1 在校中に発生した場合」と同様の対応を行いますので、学校まで迎えをお願いします。

**3 早朝など登校前に大阪府域(近隣の府県含む)にミサイルが落下した場合について**

午前0時以降に、大阪府域(近隣の府県含む)にミサイルが落下した場合、臨時休業とします。

ただし、午前0時より前であっても、大阪府域(近隣の府県含む)にミサイルが落下した場合の被害状況等により臨時休業とすることがあります。

また、大阪府域外であっても、安全確保が困難である場合、ご家庭の判断で自宅待機をお願いします。

※ 学校からの情報については、メール等で連絡させていただきますが、通信困難な場合も予想されます。まずは、安全確保を優先に判断をお願いします。

※ 留守家庭児童会についても、学校に準じた対応になります。

【留守家庭児童会問い合わせ先:和泉市教育委員会 こども未来室 幼保育成担当学童保育 G(99-8198)】

メール登録の案内や、アドレス等こちらに記載し、保護者への周知をお願いします。

QRコード  
など  
貼り付け

### Ⅲ 教職員の動員計画・学校再開について

## 9 被害状況の報告及び教職員の動員計画

### (1) 被災状況を教育委員会に報告

和泉市域で震度 4 以上を観測した場合には、被害の程度にかかわらず、別紙様式「被害状況等報告書 1」(P.32)の内容について次の使用優先順位に基づいて、教育委員会へ状況を報告すること。

#### 教育委員会、市災害対策本部への連絡方法

使用優先順位	連絡方法	被災状況	報告手順
1	メールによる報告	メールの送受信が可能な場合	被災状況を確認後、「被害状況等報告書 1」に入力し、メールで送信すること。地震発生後、速やかに第一報を報告する。(その時点で判明している内容で可) 送信先: 学校教育室 sidou@city.osaka-izumi.lg.jp
2	ファックス	メールが使用できず、電話回線に被害がなく、ファックス可能な場合	被災状況を確認後、「被害状況等報告書 1」により、指定された教育委員会のファックスに送信する。 (Fax:0725-43-5220) 地震発生後、速やかに第一報を報告する。 (その時点で判明している内容で可)
3	電話連絡	メールが使用できず、電話回線に被害がなく、停電等でファックス不可能な場合	被災状況を確認後、「被害状況等報告書 1」の項目内容を教育委員会指導室または教育総務課に電話で報告する。学校には停電時にも通話できる電話がある。 学校教育室:0725-99-8159(教育指導担当直通) 0725-99-8160(人権教育担当直通) 学校園管理室 0725-99-8158(直通)
4	防災行政無線 その他	電話回線が使用できない場合	被災状況を確認後、「被害状況等報告書 1」に記入し、デジタル個別受信機から教育委員会の指示を待ち、防災行政無線により、本庁の内線電話を呼び出し報告する。

- 第一報後の再報告については、教育委員会から指示があったときに行うこと。
- 防災行政無線の取扱いについては、平成 25 年 3 月に市危機管理担当から配付された「簡易説明書」を参照のこと。日頃から操作手順の確認と機器の整備等を行うこと。

(2) 教職員の動員計画

各学校は、市の災害応急対策の参集体制に合わせて、下表のとおり、教職員の参集体制を定める。

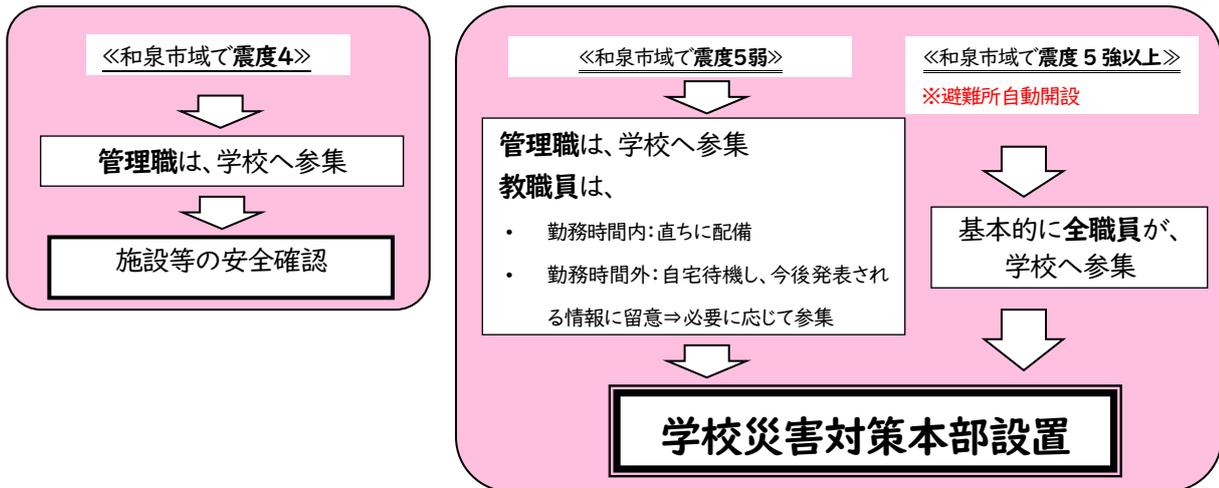
災害対策参集計画

災害の程度	学校動員			
	管理職	教職員		
		勤務時間内	勤務時間外	出張中
和泉市域で <b>震度4</b> を 観測したとき	<b>直ちに 学校へ 参集</b>	直ちに配備に つく	自宅待機し、 今後発表される 情報に留意する ⇒必要に応じて 参集し、学校で 予め定めた配備 につく	学校からの指示 があるまでは、 予定通り
和泉市域で <b>震度5弱、または 長周期地震動 階級3以上の地震</b> を観測したとき			直ちに帰校し、 配備につく	
和泉市域で <b>震度5強以上</b> を 観測したとき			教職員自身と家 族等の安全を確 保の上、直ちに 出勤し配備につ く	

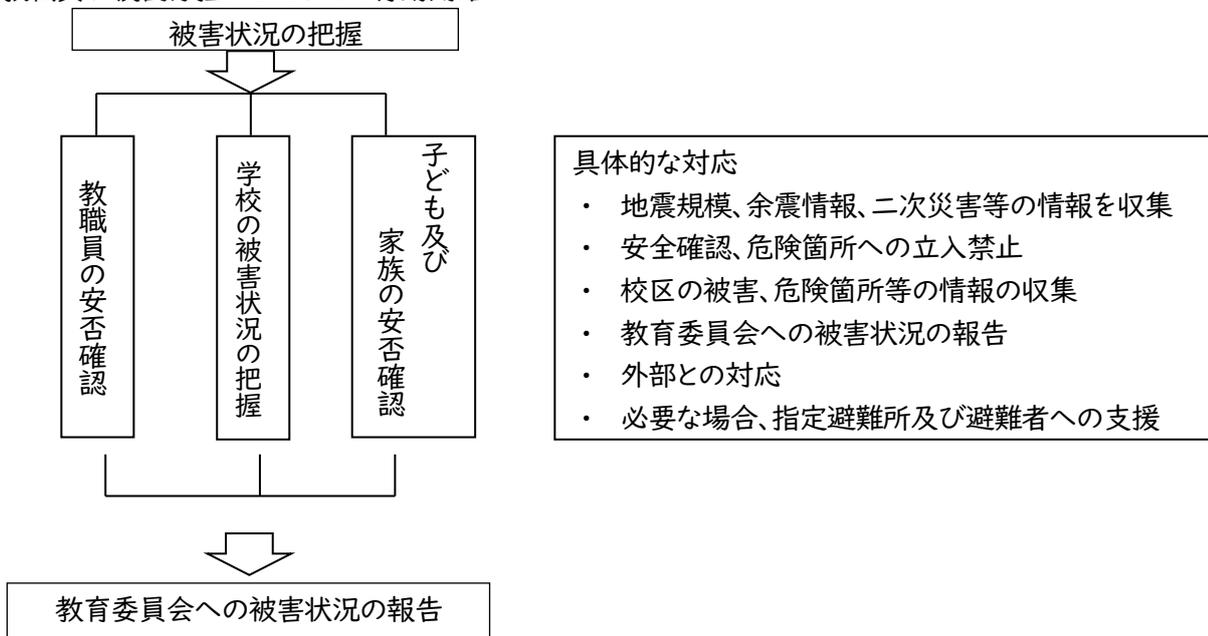
※ 市の動き

- 和泉市域で、震度4を観測したとき、防災対策会議を設置。【事前配備】
- 和泉市域で、震度5弱、または長周期地震動階級3以上を観測したとき、災害警戒本部を設置。【警戒配備】
- 和泉市域で、震度5強以上を観測したとき、災害対策本部を設置。【非常配備】

# 大規模地震が発生 《和泉市域で震度4以上》



教職員が役割分担にしたがって行動開始



## 【危険箇所の判断について】

建物の危険判定は専門家に任せなければならないが、地震発生直後については、壁の亀裂や天井からの落下物等による建物への立ち入り禁止の判断や指示は、原則として校長が行う。

施設・設備の普段の状況を把握しておき、震災時にどこにどのような損傷が新たに発生したかを速やかに発見できるようにしておく。

大地震発生時は、特に建築構造上の問題が重要視され、柱・梁・壁の破損状況を確認する。

### ○ 鉄筋コンクリート

- 柱・梁…鉄筋が見える、深い亀裂
- 壁………大きく深い亀裂、X字形の亀裂

### ○ 木造

- 柱・梁…傾く、結合部が外れる

### ○ 鉄骨造り

- 柱・梁…折れる、ねじ曲がる、結合部が壊れる、膨らむ
- 壁………破損があっても構造体である柱・梁がしっかりしていれば大丈夫

## 10 学校再開に向けての対応

校長は、学校施設・設備の被害状況や教職員・子どもの被災状況、交通機関の復旧状況、通学路の安全確保等諸般の状況を勘案しながら教育活動の再開に向けて次の取組みを進める。

また、被災した子どもの心のケアにも十分配慮した対応に努める。

事象等	具体的な対策等	教委及び市対策本部
1 教育委員会、市の災害対策本部等との協議調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設、設備の安全性の確保</li> <li>ライフラインの確保</li> <li>仮設トイレ設置</li> <li>学校施設の開放状況との調整</li> <li>学習場所の確保(近隣施設の借用・仮設教室の設営等)</li> <li>授業実施形態の相談(※1)</li> <li>通学路の安全確保</li> <li>子どもの心のケア</li> <li>教職員の心のケア</li> <li>教職員の確保</li> <li>教科書、学用品等の確保</li> <li>被災した子どもの転出入等についての規定の弾力的運用方法</li> <li>代替給食や給食再開時期・方法</li> <li>衛生管理状況の確認</li> </ul>	学校園管理室 市対策本部・学校園管理室 市対策本部・学校園管理室 市対策本部 学校園管理室  学校教育室 教育指導担当 学校教育室 教育指導担当 学校教育室 教育指導担当 学校教育室 教職員担当 学校教育室 教職員担当 学校教育室 学務 G 学校教育室 学務 G  学校園管理室 学校園管理室
2 子どもの被害調査の実施(家庭訪問や臨時登校等による)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもとその家族の被災状況</li> <li>教科書・学用品等の必要数</li> <li>被災した子どもの避難先等の把握</li> <li>転校の実施</li> </ul>	学校教育室 教育指導担当 人権教育担当 学校教育室 教育指導担当 学校教育室 教育指導担当 人権教育担当 学校教育室 学務 G
3 教育委員会への報告	別紙様式 2(P.34)で報告を行う。	
4 継続的な教育委員会等との協議調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した子どもへの就学援助</li> <li>被災した子どもの各学年の教育課程の修了及び卒業認定</li> <li>生徒の高等学校入学者選抜等における配慮等</li> </ul>	学校教育室 学務 G 学校教育室 教育指導担当  学校教育室 教育指導担当

※ 1 場合によっては「応急教育(授業形態:二部授業・分散授業)」を実施することも検討する。

### 【応急教育について】

阪神・淡路大震災で避難所となった学校や大きな被害を受けた学校では、教室の確保、通学路等の安全確保、教職員の避難所運営の負担軽減など様々な制約条件を克服しながら、学校再開にこぎつけたが、当初は短縮授業や午前・午後の二部授業、他校の校舎を使用しての間借り授業などが行われた。

そうした不自由な学習環境ではあったが、被災した子どもにとって学校が再開され日常生活を取り戻すことは、同時に安定した心を取り戻すきっかけとなった。学校再開は、心のケアの上からも重要な意味をもっていたと言える。

(兵庫県教育委員会)「学校防災マニュアル(改訂版)第2章 地震発生時の危機管理 P32」から

## ○学校給食再開に向けて

- 学校給食再開への検討を行う。
  - 給食施設・調理員の状況
  - ライフラインの状況
  - 食材確保の見通し
  - 献立
- 学校・行政との連携が必要となる。

※ 学校給食の早期再開の観点から、原則として一般の立ち入りを禁止。

1. 災害発生後、数日を経て避難所運営が軌道に乗り始めると、学校再開と平行して学校給食再開への計画を立案する
2. 給食室・ライフラインの復興状況を把握し、再開の目処をつける。
  - 食材の確保を検討する。(炊き出しと平行した、長期的な食糧確保の確認)
  - 献立を検討(完全給食・簡易給食・弁当給食)する。

※ 非常時における食事とは

- 生命の維持が保障されることが、必要となる。
- 食事が継続して提供される事が肉体系、精神面の健康にとって不可欠となる。
- あたたかい食べ物を提供することで、ホッとするメッセージが伝わり、心のケアにもつながっていく。
- 避難生活が長引くと栄養の偏りや、心の健康への影響が心配される。
- 学校給食の早期再開を果たすことは、子どもたちにとって精神的にも肉体的にも大きな役割を果たすことを考慮する。
- 災害発生からの経過時間によって支援の内容が変わるので臨機応変に対応する。
- 食物アレルギー等で食事に配慮を要する人への対応について、注意を行う。

### 災害発生時からの食支援(例)

備蓄倉庫などの非常食を提供する。



市からの救援物資が届き配給する。



府や国からの救援物資が届き配給する。

ボランティアなどの炊き出しが始まる。



状況確認をし、学校給食を再開する。





## ○ 避難所開設にあたって

以下、□内「和泉市災害時避難所開設・運営マニュアル」より抜粋・一部表現修正

<施設管理者(校長等(南横山小学校を除く))の定義と役割>

(定義)施設の管理責任者

(役割)施設が被害を受けた場合の早期復旧と施設利用者の安全確保のほか、市が行う避難所の設置・管理、避難者が自主的に行う避難所運営への協力を行う。

◎平常時の取組み

(1)避難者受入れスペースの確認

避難者の受入れスペース(体育館、会議室など)の確認について、避難所担当職員に協力する。

(2)避難所の鍵の保管

避難所の鍵は、原則、避難所担当職員と施設管理者が所有する。

なお、避難所担当職員と施設管理者は、あらかじめ鍵の保管・管理方法、緊急時の対応などについて決めておく。

◎避難所の開設を指示・準備する

(1)施設の開錠

避難所担当職員と連携を図りながら、担当する避難所の開錠を行う。

避難所担当職員が不在で、かつ緊急の場合は、独自の判断で開錠する。

■自主避難者があったときの対応

- ・自主避難者の避難理由を確認し、担当する施設の開錠を行う。
- ・自主避難者に関する情報を災害対策(警戒)本部に報告する。

(2)施設利用者(児童生徒、教職員等)の安全確保

施設利用者の利用状況を確認するとともに、安全を確保する。

施設利用者に対し、避難所開設の旨の周知を行い、必要な措置を講じる。

(3)施設の安全確認

避難所担当職員が実施する施設の安全確認に協力する。

避難所担当職員が不在で、かつ緊急の場合は、独自の判断で施設の安全確認を実施する。施設にすでに避難者が避難している場合は、避難者の協力を得て実施する。

◎避難所を開設する

(1)避難所の開設

避難所担当職員の避難所開設に協力する。避難所担当職員が不在で、かつ緊急の場合は、独自の判断で避難所開設を行い、災害対策(警戒)本部に避難所担当職員の派遣を要請する。

(2)避難者の受け入れ

避難所担当職員の避難者受入れに協力する。避難所担当職員が不在で、かつ緊急の場合は、独自の判断で避難者の受け入れを行い災害対策(警戒)本部に避難所担当職員の派遣を要請する。

### (3) 避難誘導

避難所担当職員の避難誘導に協力する。避難所担当職員が不在で、かつ緊急の場合は、独自の判断で避難誘導を行い、災害対策（警戒）本部に避難所担当職員の派遣を要請する。

### (4) 避難者を受入れスペースで収容できない時の措置等

避難者が収容可能人数を上回るなど予定している受入れスペースで収容できないときは、避難所担当職員と協議し、他の部屋・室の利用を図る。

避難所担当職員が不在で、かつ緊急の場合は、災害対策（警戒）本部に避難所担当職員の派遣及び他の避難所開設を要請する。

（中 略）

## ◎避難所を閉鎖する

### (1) 避難所の閉鎖

避難所担当職員、避難者と協力して、後片付けを行い、避難所を閉鎖する。

### (2) 避難所の閉鎖完了の周知

避難所を閉鎖した旨を施設利用者（児童生徒、教職員等）に周知する。

※施設管理者は、「和泉市災害時避難所開設・運営マニュアル」に記載の「避難所の運営体制をつくる」「避難所を運営する」「避難所生活の長期化へ対応する」のフェーズにおいては、避難所担当職員や避難者の活動に状況に応じて協力します。

※避難所運営中は、必ず施設管理者が避難所に留まらなければならないということではありません。状況に応じ、避難所を離れる際は、避難所担当職員と協議してください。

※施設管理者が避難所を離れる場合は、避難所担当職員と緊急連絡先を共有し、いつでも連絡をとれるようにしておいてください。

※施設管理者が避難所に戻り、施設の損傷等を確認した際は、状況を避難所担当職員から聞き取り、学校園管理室へ連絡してください。

# Q&A

Q1. 震度5弱以上の地震が、何時に発生したときに、臨時休業になるのですか。

A1. 午前0時以降に起こったときです。

Q2. 午前0時までに震度5弱以上の地震が発生したときは、翌日臨時休業とはならないのですか。

A2. 臨時休業となりませんが、震度及び被害状況(学校施設や登下校ルート等)が大きい場合、校長が臨時休業とすることができます。基本的には、市教育委員会と各校長との協議により、措置を決定し、メール等により各校へ通知します。臨時休業となる場合、保護者への周知については、メールシステム、学校HP等で連絡することになりますが、状況により、それらの通信手段が使用できないことも考えられます。その場合、保護者の判断により自宅待機の措置をとるなど、児童・生徒の安全確保に努めるよう保護者への事前の周知をお願いいたします。

Q3. 在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合、必ず引渡しを行うのですか。

A3. はい。和泉市域に震度5弱以上の地震が発生したときは、保護者迎え・引渡しを行います。

引渡しがスムーズに行われるよう、引渡し場所や引渡し時の人の流れなども想定しておかなければなりません。また、保護者の協力のもと、園児・児童・生徒の引渡しをともなった避難訓練を行うことも有効です。

Q4. 引渡しは、保護者に限りますか。

A4. 引渡し後の確実な安否情報確保の観点から、できるかぎり保護者が望ましいと考えています。ただし、災害時引渡しカードに記載されている方であれば、保護者に限りません。

Q5. 引渡しの対応が決定したときに、保護者の迎えがない場合、児童・生徒は待機させるのですか。

A5. はい。安全確保ができる場所で、保護者の迎えがあるまで、学校に待機させてください。

## 【参考】和泉市職員参集メール登録・変更方法

※参考で紹介いたします。非常変災時に市がどのように対応しているかが分かりますので、登録することをお勧めします。

1. 新規登録の方法、もしくは、

2. 登録変更の方法

に従って登録をお願いいたします。登録につきましては、現在の役職・役割に従って、下記のカテゴリの中から選んで登録をお願いいたします。

※ なお、すでに登録済の方で、下記の登録内容に変更のない方は操作の必要はありません。

特別職及び課長級以上の職員

避難所担当職員及び緊急対策員

※府教職員各位につきましては、下表の登録区分で登録をお願いいたします。

役 職	登録区分
校 長	避難所担当職員及び緊急対策員
副校長・教頭	
用務員・調理員 (非常勤・臨時職員は除く)	

# 1. 新規登録の方法

【対象】職員参集メール未登録者

## 1. 空メールを送信する

「shokuin@safe.city.izumi.osaka.jp」に空メールを送信。



## 2. 仮登録のメール送信

しばらくすると、サーバーより以下の内容のメールが送信されます。メール本文の下にある URL をクリックして、登録画面に進みます。

和泉市職員連絡メール

メールサービスの仮登録が完了しました。

まだ登録は完了していませんので、

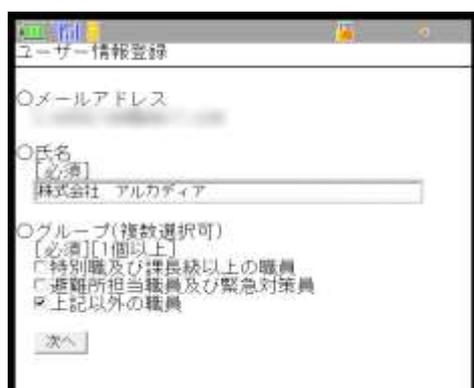
以下の URL から一週間以内に本登録を実施してください。

[https://ssl.arcadia.co.jp/speecan\\_raiden/member?aid=276&uid=cc7feb5b54436b3c7d9b095d30864767](https://ssl.arcadia.co.jp/speecan_raiden/member?aid=276&uid=cc7feb5b54436b3c7d9b095d30864767)

## 3. 登録情報を入力

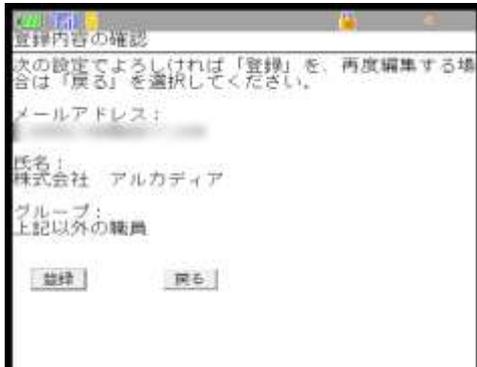
表示されているメールアドレスに間違いがないか確認して、氏名を入力、グループの選択を行います。

入力を終えたら、「次へ」を押します。



## 4.登録内容の確認

登録内容に間違いが無ければ、「登録」を押します。修正する場合は、「戻る」を押して、前の画面に戻って登録情報を修正します。



## 5.登録完了

画面に以下のメッセージが表示されたら、登録完了です。



登録したメールアドレスには、以下のようなメールが送信されます。

和泉市職員連絡メール への登録が完了致しました。

登録内容の変更・配信解除は次のリンク先にアクセスしてください。

[https://ssl.arcadia.co.jp/speecan\\_raiden/member/update?aid=276&uid=aaf646bfde32639dcf296d922727](https://ssl.arcadia.co.jp/speecan_raiden/member/update?aid=276&uid=aaf646bfde32639dcf296d922727)

## 2. 登録変更の方法

【対象】役職や役割に変更があった職員

### 1. 危機管理担当から登録者全員にメール送信。

(登録済の方でメールが届かない場合は、再度、新規登録をお願いします。)

### 2. 登録情報を変更

メール文面「登録内容の変更・配信解除は次のリンク先にアクセスしてください」とある下のURLをクリック

### 3. 登録設定の選択

以下から変更・解除を行う登録設定を選択してください。

・「和泉市職員連絡メール」をクリック

### 4. 登録情報の変更

希望する項目を選択してください。

「登録情報の変更」をクリック

### 5. グループ選択を変更

- 特別職及び課長級以上の職員
- 避難所担当職員及び緊急対策員
- 上記以外の職員

現在のあなたの役職・役割の箇所にチェックを入れ直してください。

「次へ」をクリック

### 6. 設定内容の確認

変更内容が表示されますので、内容に間違いがなければ、「変更」をクリック。

以上で、変更手続きは完了です。

## 和泉市職員参集メール運用要領

### ■登録対象者

正規職員及び再任用職員（非常勤職員、臨時職員は対象外）

### ■運用目的

職員参集メールについては、下記の目的を果たすために運用いたします。

- 1) 災害警戒時及び災害発生時における職員参集のため
- 2) 災害発生時において、被害状況等の情報共有を行うため
- 3) その他危機管理事象発生の際の緊急連絡のため

### ■個人情報の管理

収集した個人情報は上記目的のために使用し、目的外の利用はいたしません。なお、メールシステムの管理及び運営については、業者委託を行っており、個人情報の管理に対して、十分な安全対策を講じております。個人情報への不正なアクセス、または個人情報の紛失、破壊、改ざん、及び漏洩などの危険が起これば、技術及び組織面において、具体的ルールを定め適切な安全対策を講じると同時に是正いたします。また、個人情報を常に最新かつ正確な状態で管理するよう努めます。

### ■登録入力メールが届かない場合

携帯電話からの登録を行う際、みなさまの携帯電話の設定によっては、インターネットメールの受信を拒否している等により登録情報入力メールが届かない可能性があります。

対応策としては、「メール受信設定」において、下記ドメインを「指定受信」設定していただくと受信が可能になるかと思えます。

「safe.city.izumi.osaka.jp」

詳細については、お持ちの携帯電話の設定状況によって様々ですので、販売店でご確認ください。

災害時優先電話(アナログ回線)(令和5年8月現在)

使用番号	学校名	設置場所
46-7706	国府小	職員室
46-7708	和気小	職員室
46-7712	伯太小	職員室
46-7729	池上小	職員室
46-7752	黒鳥小	職員室
46-7754	芦部小	職員室
46-7764	幸小	職員室
46-7773	信太小	職員室
46-7778	鶴北小	職員室
46-7779	鶴南小	職員室
54-1300	緑ヶ丘小	職員室
54-1330	青葉はつが野小	職員室
54-1331	北松尾小	職員室
54-1360	南松尾小	職員室
55-7704	北池田小	職員室
55-7719	いぶき野小	職員室
55-7734	南池田小	職員室
55-7736	光北小	職員室
55-7743	光南小	職員室
92-1855	横山小	職員室
99-0188	南横山小	職員室
46-7793	和泉中	職員室
46-7794	郷荘中	職員室
46-7795	富秋中	職員室
46-7797	信太中	職員室
54-1318	南松尾中	職員室
55-7749	石尾中	職員室
55-7754	北池田中	職員室
55-7764	南池田中	職員室
55-7765	光明台中	職員室
92-1866	槇尾中	職員室
53-5502	南松尾はつが野学園	保健室と校長室
53-5506	南松尾はつが野学園	職員室